

---

## 障害者自立支援法 負担軽減策、県は及び腰 東北

---

障害者自立支援法が10月から本格施行される。各地で障害者団体がサービス利用料の軽減策求めているが、東北6県は消極的だ。「国が責任を持って取り組む課題」(各県の担当者)と独自策導入に距離を置く。市町村単位では、急激な負担増の緩和に努めるところもあり、関係者からは「県ももっと前向きな支援を」との声が高まっている。

開会中の宮城県議会9月定例会では、県独自の負担軽減策を促す質問が相次いだ。村井嘉浩知事は「サービス維持のため、利用者の負担は必要。国の制度の枠組みの中で対応すべき問題」と繰り返し、議員から「支援を求める障害者を前にして、国だ、県だと言うのか」と突っ込まれた。

北海道と新潟を含む東北7県の障害福祉主管課長会議は8月下旬、新たな軽減策の創設を求める要望書を国に提出したが、県独自の軽減策には総じて腰が重い。

「国が一律に制度設計したもの。一義的には国が是正すべき」(青森県)、「全国統一の条件であり、わが県だけ不公平が生じているわけではない」(岩手県)という。

全国では独自支援策を行う自治体もある。京都府は4月から月額負担上限額を半分に、三重県は10月からグループホームの家賃の2分の1を補助する。

支援法は、サービス提供を市町村事業と位置づけたことから、市町村レベルでは期間限定で激変緩和措置としての支援策の導入が進む。仙台市は、デイサービス利用者に対し、3年間に限り利用料を補助。山形市は、社会福祉法人のサービスを利用した際の減免措置を拡充、低所得者の負担を一律5%とする。石巻、大崎なども独自軽減策を行う。

県の役割について東北福祉大の阿部一彦教授(障害者福祉論)は「分権時代に、国と市町村に対策を丸投げするなら、中間の自治体として都道府県の実存意義が問われる。財政は厳しいだろうが、県は市町村を指導、助言する立場でもある。当事者のニーズを十分聞き入れた支援策を考えるべきだ」と話している。

[障害者自立支援法]4月施行。財源安定のため、通所施設やデイサービスなどの利用料が原則1割負担、入所施設の食費や光熱費は実費負担となった。10月からは、市町村が障害の段階を「区分1-6」に認定する「障害程度区分」に応じたサービス体系となる。

2006年09月30日土曜日

---